

國學院大學法学部の**これまでの**取り組み

法学部教育改革に向けた提言と 刑事訴訟法分野でのスモールステップカリキュラム



2016.3.8(火)

千葉大学アカデミック・リンク・セミナー／ALPSセミナー
法学におけるアクティブラーニングとカリキュラム改革

中川孝博（國學院大學法学部教授）

報告者の属性

- 2012年度以降、「影の法学部FD委員」(教務関係の委員経験未だなし)
- 2013-2014年度、「法学部入試委員」
- 2014年度、臨時編成の「法律専攻のあり方に関するWG・座長」
- 2015年度、「公式の法学部FD委員」誕生→でも高橋さん
 - * 中川は臨時編成のFDPTメンバー
- 以上の仕事をしていく中で考えたことや、実際に授業改革を試行錯誤しながら行っていく中で考えたことを本にまとめる
 - 『法学部は甦る！上』(現代人文社、2014年)

中川孝博

法学部は 甦る! **上**

初年次教育の改革



法学部教員のみならず、
大学での授業実践を模索する
すべての教育関係者

配布教材も
増しみる
収録

必読!

衰える法学部人気に
歯止めをかける
実現可能な方策とは?

中川孝博

本報告のテーマ

- ① 國學院大學法学部のこれまでの教育改革の歩み
- ② 一方通行型講義から転換したAL型授業の様子
- ③ 授業改革から得られた、改革のポイント
 - * スモールステップ化
 - * 効率化
 - * 広報との連動

→みなさまの教育改革の参考に

第1部

國學院大學法学部の これまでの教育改革の歩み



全国法学部の伝統的なカリキュラム

一方通行型講義 一方通行型講義 一方通行型講義
一方通行型講義 一方通行型講義 一方通行型講義
一方通行型講義 一方通行型講義 一方通行型講義
一方通行型講義 一方通行型講義 一方通行型講義
一方通行型講義 一方通行型講義 一方通行型講義

+

演習(必修とは限らない)

伝統的なカリキュラムに対する批判

- 河合塾（2013 初出は2012）の批判

法学部としての典型的なカリキュラム・・・は「**高次のアクティブラーニング**」も「**一般的アクティブラーニング**」も導入していない・・・、**大教室講義による知識の伝達**と「**演習**」＝専門ゼミ・専門研究による判例研究などが伝統的なスタイルとして踏襲されている。

このスタイルは・・・法学部卒業性の大多数は法律に見識を持ったビジネスマンや行政マンとして社会に進出している中ではどうか。その意味で、他の学系が深い学びやアクティブラーニングが求められているのと、何ら選ぶところがないはずである。

そういう脈絡において、法学部が明確に学系的な特徴として**伝統的なカリキュラムスタイルに固執している点について、当プロジェクトは再検討の必要性を指摘しておきたい。**

法律学専門家集団の反応

- 日本学会議による法学分野の参照基準(2012)

(講義の具体的方法は)大いに検討される必要があり、教員の側からの**一方的な教授の方法は、必ずしも学生の集中力を一定時間持続させることができず、また聴講する学生たちがその内容を理解し得ているかの検証も十分とはいえない**。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための**方法を開発することが不可欠である**。

→ 方法が開発されていないと現状認識していることに注意

國學院大學内の事情（2012年度～）

- 授業効果が十分に上がっていないという共通認識は教授団にあり
- 全学的教学改革の動き
 - シラバスの充実要請
 - 授業アンケートの実施・分析
 - 多方面の学生動向調査実施
 - (プチ)ビッグデータ分析が可能に
 - 各種FD講演会・セミナー（全学）
 - CM・CPの作成要請（全学が学部に要請）
- 各学部がFDに使う予算の創設（2012年度～）
 - * 学部が独自にFD活動を行う可能性拡大

國學院大學内の事情

- 教育改革を本格的に作動させる環境は整っていた。しかし、

アクティブラーニング型授業の蓄積なし



拙速なカリキュラム改革は失敗のリスク高し

國學院大學法学部内改革の流れ

- 蛇足：以下の言葉の意味はご存じですか？

PBL

Peer Instruction

Note-Taking Pair

Role Playing

Sequence Chains

Think-Pair-Share

Fishbowl

Peer-Editing

Collaborative Writing

國學院大學内の事情

* 苅谷剛彦『イギリスの大学・ニッポンの大学』（中公新書ラクレ、2012年）より

日本では、「〇〇力を身につけろ」といったかけ声ばかりは改革論議で上がるものの、それを実現する手立てが具体的に示されない。それは、**教育の実績を欠いたところからしか始めることができないから**である。**実績に裏付けられた自信から教育理念が抽出される**オックスフォードとの違いはそこにある。

→「実績に裏付けられた自信」がほしい

國學院大學法学部内改革の流れ

- 基本方針1:

通常の講義科目をAL型授業に

NOT 「通常の講義科目はそのままに、AL科目を増設」

BUT 「通常の講義科目を、一方通行型から、AL型に転換」

法律学・政治学は、人間・社会の紛争解決に資する実学

→講義で扱う内容は、本来、AL型授業に適している

*「一般的AL型科目」と「高次のAL型科目」に分別困難

國學院大學法学部内改革の流れ

- 基本方針2:

各自改革 & 情報共有

NOT 「同一内容・同一方法のAL科目を複数教員で一斉に」

BUT 「**情報・経験を共有しながら、各自自主的に変革を試みる**」

AL型授業の経験が不足している者同士が集まって議論して
統一フォーマット授業を計画するのは無駄 & リスキー

cf. 2011年度学部共同研究「法学部改組後における教育の質保証システム構築に向けて」

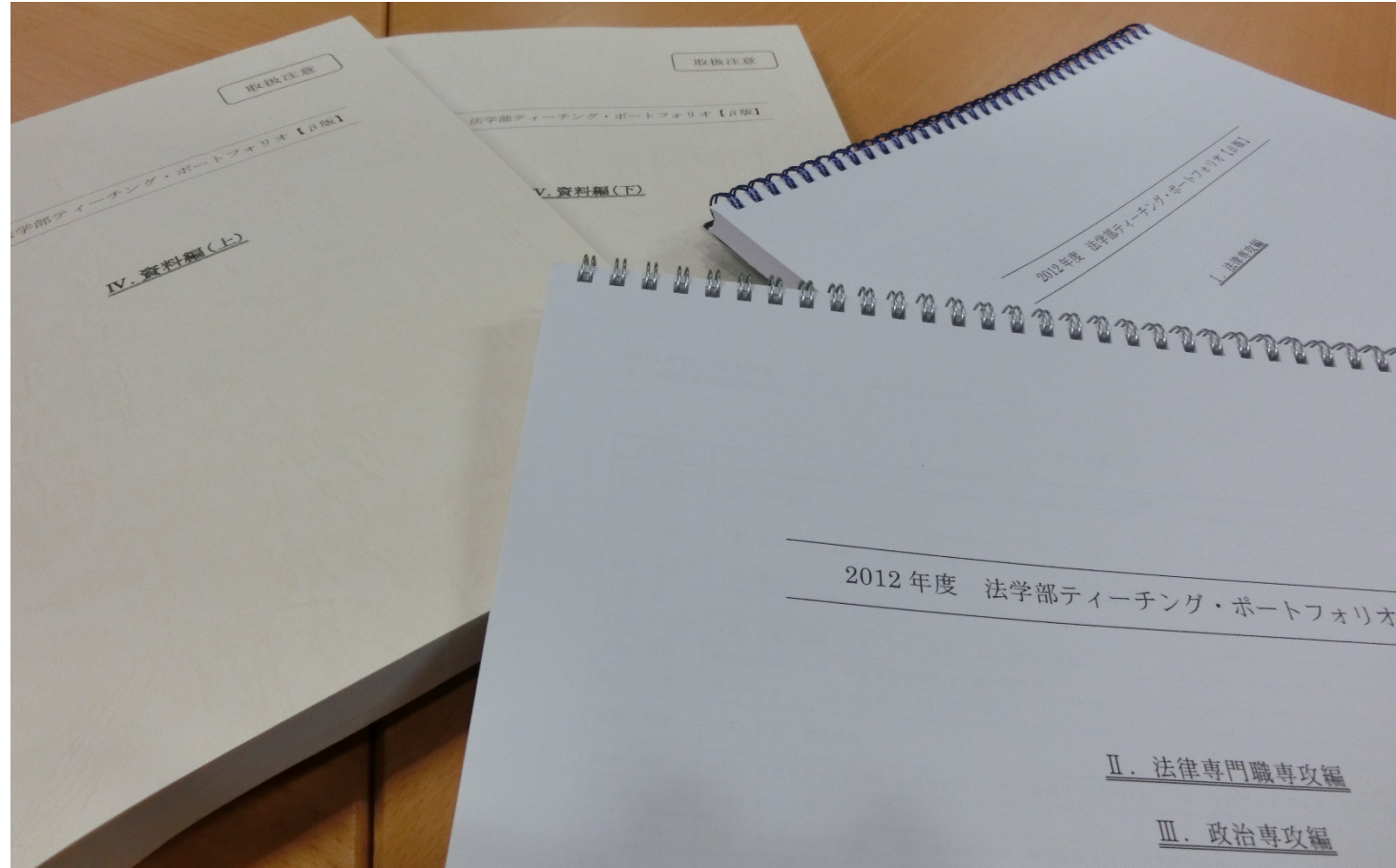
國學院大學法学部内改革の流れ

- 1. 高等教育に求められているものに関する情報収集(2012年度～)
- 2. 各教員の授業を、TP(&fb)により「見える化」(2012～2013年度)
- 3. TPから、教員間で共通する教育目標を抽出し、DPを具体化(2014年度)
 - AL化によって何を達成しようとするのか、明確に意識
 - 抽出された教育目標を各科目にひもつけ、暫定的CM、CT作成
- 4. 各自研鑽
- 5. FD会議を多数回設け、情報・経験を共有 & ふりかえり
- 6. FDの成果と照らし合わせ、カリキュラム等改訂の準備
 - * 2014年度 法律専攻のあり方に関するWG立ち上げ & 答申
 - * 2015年度 学部FD委員会を新設。カリキュラム等改訂の準備(←今ココ)

1. 高等教育に求められているものに関する情報収集



2. 各教員の授業を、TP (&fb)により「見える化」 【別紙1、2】



3. TPから、教員間で共通する授業目標を抽出し、DPを具体化

・法律専攻の暫定的CM

			【知識・理解】		【思考・判断】			【関心・意欲】	【技能・表現】		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標			条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的问题点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。
学年	科目名	時期									
1	基礎演習	後期	◎		◎				◎	◎	
2	判例演習	前期		◎		◎			◎		◎
3・4	法哲学A	前期		◎					◎		◎
3・4	法哲学B	後期		◎					◎		◎
3・4	法制史A	前期		◎					◎		◎
3・4	法制史B	後期		◎					◎		◎
3・4	外国法A	前期		◎					◎		◎
3・4	外国法B	前期		◎					◎		◎
3・4	法社会学A	前期		◎					◎		◎
3・4	法社会学B	後期		◎					◎		◎
1	憲法Ⅰ	通年	◎		◎					◎	
2	憲法Ⅱ	通年		◎		◎					◎
2	行政法Ⅰ	通年		◎		◎				◎	
3・4	行政法ⅡA	前期		◎				◎			◎
3・4	行政法ⅡB	後期		◎				◎			◎

4. 各自研鑽

- ALの手法を導入した講義科目を後でいくつかご紹介します
- 今回紹介する以外にもさまざまな授業の様子をfbで紹介しています

① 國學院大學法学部facebookページ本体:

<https://www.facebook.com/kokugakuinlaw>

② 授業アーカイブ(主要記事リンク集):

http://www.kokugakuin.ac.jp/law/facebook_link.html

5. FD会議を多数回設け、情報・経験を共有 & ふりかえり



講義科目のAL化の現状

- 講義科目にAL要素を入れている教授会メンバー(留学中の者を除く)

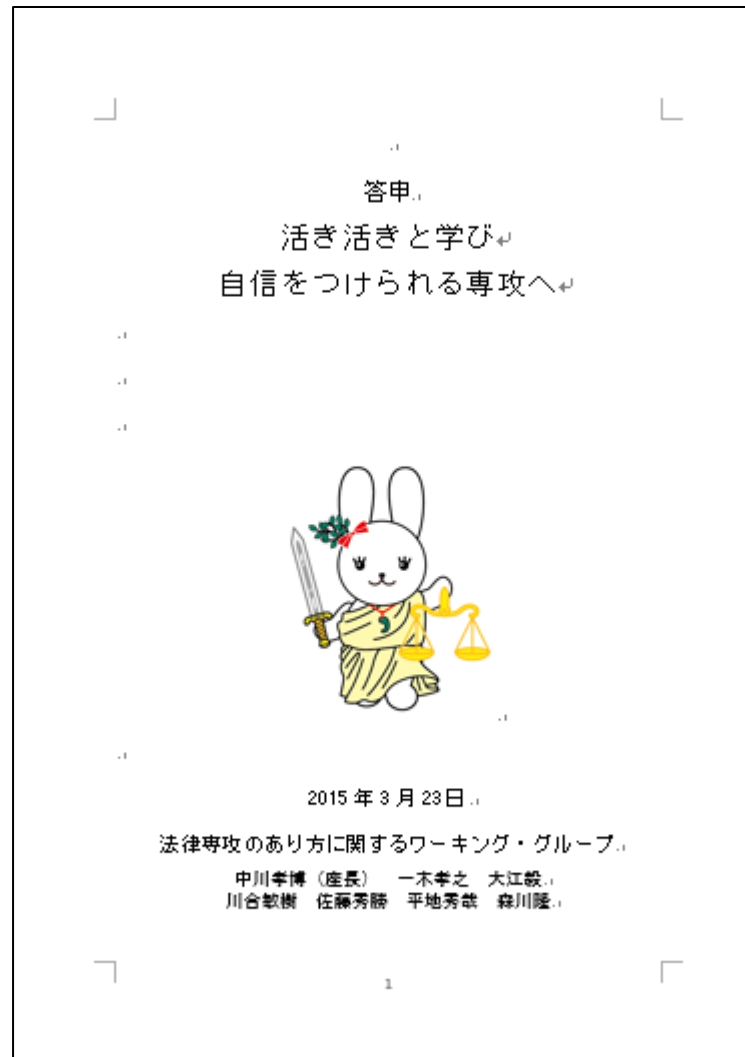
85.7% (28人中**24人**)

グループワークを導入している教員: **39.3%** (11人)

その他双方向的方法を導入している教員: 46.4% (13人)

* 2015年春に調査

6. FDの成果と照らし合わせ、カリキュラム等改訂の準備



第2部

一方通行型講義から転換した AL型授業の様子



双方向型授業の例①: 安田先生(刑事政策)

【動画1】

双方向型授業の例②：森川先生（商事決済法）

【動画2】

双方向型授業の例③：佐古田先生（裁判法B、倒産法）

- [國學院法学部facebookより（発問）](#)
- [國學院法学部facebookより（コメントペーパー）](#)
- [國學院法学部facebookより（ロールプレイ）](#)

双方向型授業の例④：高橋先生（行政法）

- [高橋さん自作のyoutube動画](#)

双方向型授業の例⑤：宮内先生（国際法の基礎）

- [國學院大學法学部facebookより](#)（K-SMAPYを活用した自習と議論とフィードバック）

グループワーク導入例①:川合先生(行政法)

【動画3】

【動画4】

グループワーク導入例②: 大江先生 (民事訴訟法)

【動画5】

【動画6】

グループワーク導入例③：門広先生（民法）

- [國學院法学部facebookより（机間指導）](#)
- [國學院法学部facebookより（成果共有）](#)
- [國學院法学部facebookより（授業外学習もグループで）](#)

「ALの手法」と「教育目標」との関係 詳論

～中川(刑事訴訟法)の授業を例に～

- ALの手法は、教育目標達成のための手段
 - 教育目標達成手段としての有効性を意識して導入
 - 効果検証をしっかりと
 - PDCAサイクルの好循環

例：教育目標⑦： ノートのとり方を身につける

	【知識・理解】		【思考・判断】			【関心・意欲】	【技能・表現】		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的问题点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心をもち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

「*Note-Taking Pair*」の応用

【動画7】

「*Note-Taking Pair*」の応用

【動画8】

例：教育目標②⑥：

扱う領域を身近に感じる・自分の問題として考える

	【知識・理解】		【思考・判断】			【関心・意欲】	【技能・表現】		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的問題点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

「*Role Playing*」 犯行目撃体験

【動画9】

「*Role Playing*」 取調べシミュレーション

【動画10】

「*Role Playing*」 裁判シミュレーション

【動画11】

例：教育目標①⑨：

意見交換しながら一般的基礎知識を理解

	【知識・理解】		【思考・判断】		【関心・意欲】	【技能・表現】			
	①	②	③	④	⑥	⑦	⑧	⑨	
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的问题点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

「Think-*Pair-Share*, *Fishbowl*」の応用

- 國學院大學法学部facebookより(個人で考えた後、グループで議論)
- 國學院大學法学部facebookより(成果共有)
- 國學院大學法学部facebookより(フィードバック)

例：教育目標②⑨： 意見交換しながら専門的知識を理解

	【知識・理解】		【思考・判断】		【関心・意欲】	【技能・表現】			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的問題点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

例：教育目標③④⑤⑧⑨： 思考方法と意見表明技術を同時並行で磨く

	【知識・理解】		【思考・判断】			【関心・意欲】	【技能・表現】		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的问题点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

授業時間外も含めた協同学習

【別紙3：中級授業のこれだけは！シート】 → 確実な知識修得

【別紙4：中級授業の論述問題シート】 → 問題解決能力の練磨

* 授業時間外も含めた共同学習の流れ

- ① 授業時間外に個人で解き
- ② 授業時間外にグループで集まり、検討し、修正し、
- ③ 次回授業時にfishbowl
- ④ 定期的に分りかえり

「*Peer-Editing, Collaborative Writing*」の応用

【動画12】

「*Peer-Editing, Collaborative Writing*」の応用

- [國學院大學法学部facebookより\(フェローのサポート\)](#)

「*fishbowl*」の応用

- これだけは！シートへのフィードバック
→ 数チームの代表に答えてもらい、適宜教員がコメント

【動画13】

「fishbowl」の応用

- 問題解決レポートのフィードバック:

→ 添削済みの当該チーム答案、優秀チーム答案、教員コメント & 解説

13 ♪
14 2. 問題提起について♪
15 (1) 必要のない条文または文言を写している答案が結構ある。前にも言ったように、問題提起とは、何が問題か
16 を絞り込み、解決に役立たないものをカットする作業を行う部分だ。解決に役立たないものを延々と書かれてい
17 る答案は、世間でどうみられるかという、「問題の絞り込みができていない」とか、「本当はよくわかってない
18 んじゃないか?」とか、「いらないことを前置きでいつまでもダラダラと述べていて、困った人だなあ」・・・て
19 な印象を与えてしまう。♪
20 例を示そう。♪
21 ・自由権規約 9 条 3 項の「又は抑留された」とか、「又は司法権を行使することが法律によって認められて
22 いる他の官憲」という部分を写す人♪
23 →今回関係なし。♪
24 ・刑訴法 207 条 1 項、64 条 1 項の「引致すべき場所又は」という部分を書く人♪
25 →これは勾引状に関する規定であって、勾留状に関する規定ではない。♪

ふりかえり

- チーム日誌
- 論点まとめシート
- ふりかえりペーパー

例：教育目標⑥： 以上のようなプロセスを経て関心・意欲増大

	【知識・理解】		【思考・判断】			【関心・意欲】	【技能・表現】		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
具体的目標	条文の読み方や基本的法解釈技術など、法律学に共通する一般的・基礎的な知識を習得する。	主要な法領域の特色及びそれら法領域で扱われる制度や概念を説明できる。	法による紛争解決が求められる事案につき、法的问题点を発見し、法的三段論法により解決を図るといった思考をとることができる。	③の思考をする際に、制度趣旨や基本原理に則った利益調整を行ったり、問題解決に必要な事実とそうでない事実をより分けて考えるといった、規範的思考を行うことができる。	対立する考え方を理解したうえで、自分が正当であると考える見解を説得的かつ論理的に論証することができる。	法学一般および各法領域に関心を持ち、授業に積極的に参加することができる。	基本的なアカデミックスキルを修得する。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、文書での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。	③④⑤に記した思考の過程・結果を、口頭での確に表現し、考えの異なる他者と意見交換できる。

効果検証①：2015年度と2009年度の期末試験結果

科目名	学年	短答(知識) 得点率	論述(思考・ 表現) 得点率	合計 得点率	合格率	A・A+の 割合
初級授業	1～2年	70.4% (64.0%)	91.7% (60.2%)	81.5% (62.1%)	100% (61.5%)	73.3% (9.6%)
中級授業	2～4年	73.8% (54.2%)	93.9% (59.1%)	83.9% (56.3%)	97.5% (50.8%)	77.5% (14.7%)
上級授業	3～4年	77.5%	83.3%	80.4%	87.5%	50.0%

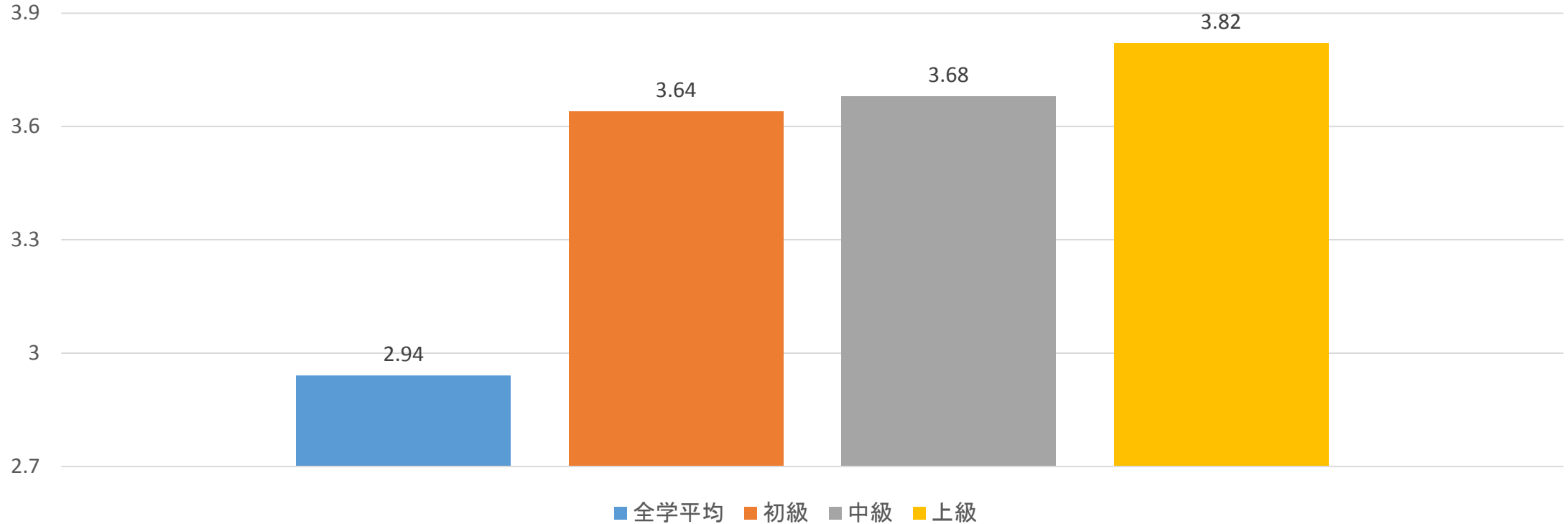
効果検証①：2014年度期末試験結果

- 【別紙5：論述試験答案のサンプル】

- ①初級授業では90.3%の学生がこのレベル以上の答案を書いた
- ②中級授業では100%がこのレベル以上の答案を書いた
- ③上級授業では64.3%がこのレベル以上の答案を書いた

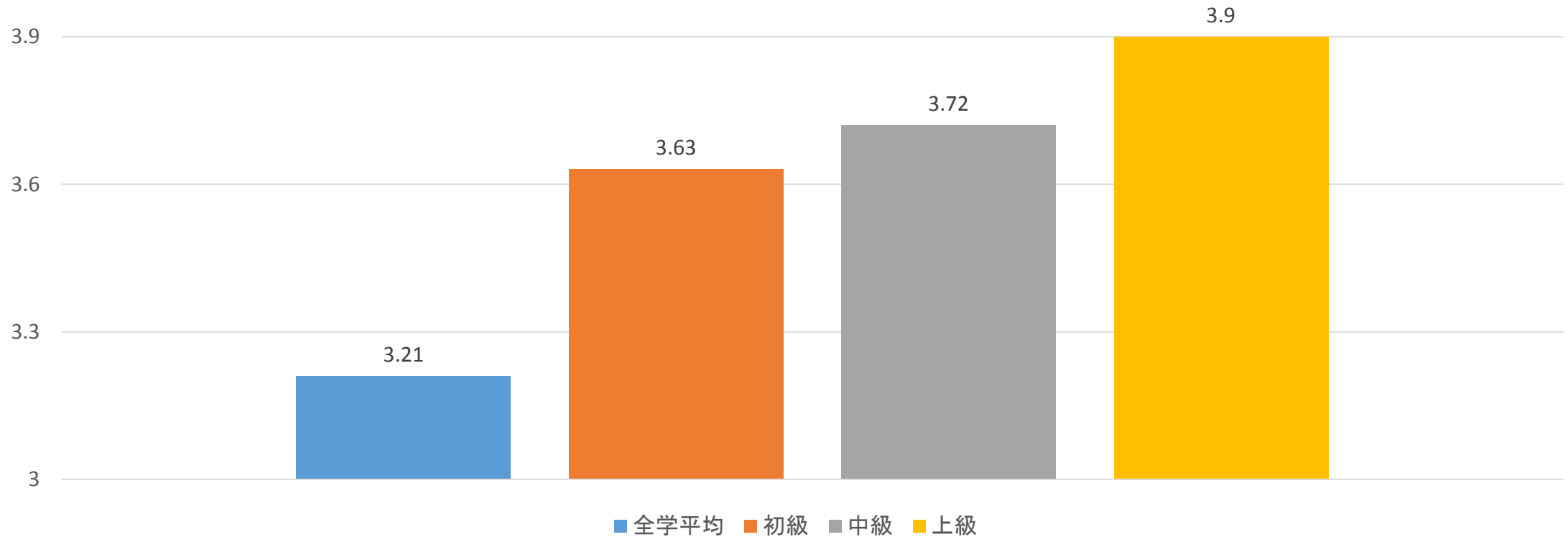
効果検証②：2014年度授業アンケート結果

予習・復習をするなど授業に意欲的に取り組みましたか(意欲)



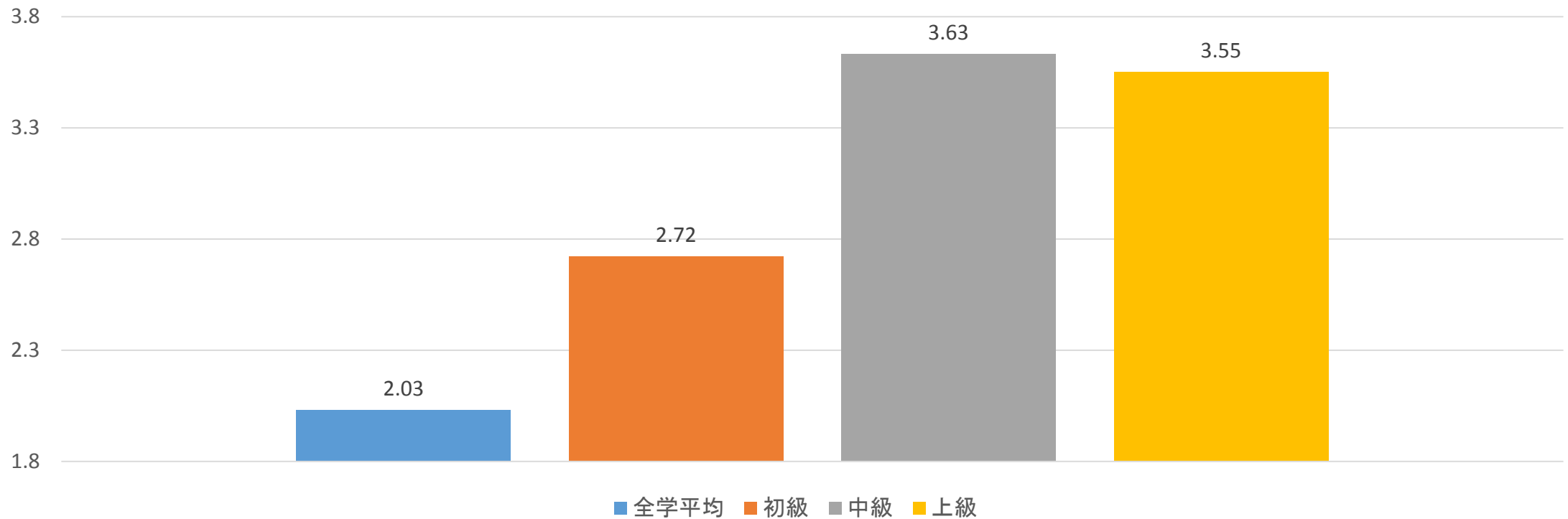
効果検証②：2014年度授業アンケート結果

この授業を受けて、知識や能力が増大したと思いますか(自己効力感)



効果検証②：2014年度授業アンケート結果

この授業について、授業時間外に週平均でどのくらい勉強しましたか（自習時間）
（④3H以上、③2H以上3H未満、②1H以上2H未満、①1H未満）



効果検証③：その他

- ・上位口一進学者、既修者認定試験高得点者、司法試験一発合格者
→刑事訴訟法の初級・中級・上級を修得した者のみ
- ・演習(ゼミ)の質向上
 - * 2014 & 2015年度中川ゼミ
 - ①中川ゼミ生の学部内論文コンテスト入賞多数(半独占)
 - ②4年生卒業率、就職率、進学率、全て正真正銘の100%
 - * 2014年度4年生は、AL化が完成した全講義に参加した初の世代

第3部

授業改革から得られた、改革のポイント

- * スモールステップ化
- * 効率化
- * 広報との連動



AL授業を活性化させるためには スモールステップ化が有効

①知識教授のスモールステップ化:

法律の体系に沿って教授すること自体の見直し

* いわば「関数」という科目でさまざまな関数をごちゃまぜに
一気に教えているようなもの

→体系を崩し、階梯性をつける

自己学習力の発達に合わせた工夫

上級科目に進むに従い、徐々にレクチャースピードを上げる
自習に委ねる部分を増やす

AL授業を活性化させるためには スモールステップ化が有効

②表現、技能の練磨のスモールステップ化:

そもそも書き方を教えていないのに期末試験で要求される
教えるにしても、お作法過多 & フィードバックの機会少ない

→どのようなスキルをどのような順序で身につけていくのが
効率的かを意識しながら、スモールステップで鍛える

AL授業を活性化させるためには スモールステップ化が有効

例 初期段階の論述課題

* 問題提起→法解釈→あてはめ・結論の流れを肉体化させることが主目標

* そこで、この目標以外の要素は大量にヒントを与えてしまう

①端的な問い ×「罪責を述べよ」 ○「傷害にあたるか」

②論点は1つ

③明文規定の解釈のみ & 拡大解釈か縮小解釈のみ

④当該明文規定の解釈を根拠づける際に制度趣旨等を援用する訓練

⑤判例の検討は後回し

⑥あてはめは1行で済むもの

⑦事実認定の必要なし

ALの技法を教員が練磨し、効率化を徹底追求

- 1～2年生に配当する、アカデミックスキル修得を目的とした少人数授業は不要になる？

例：グループ学習システムをうまく機能させれば

200人クラスでもノートのとりを指導できる

200人クラスでも文献収集課題を出せる

ALの技法を教員が練磨し、効率化を徹底追求

【動画14】

広報との連動が有効

- オープンキャンパスにおける体験授業のほとんどをAL型授業に
 - * 在学生の力を見せつける型
 - * 高校生に参加してもらう型
- さまざまなAL型授業を写真・動画で多数紹介(fb)

このような授業に参加したいと強く思って入学する学生を増やす



学修意欲喚起に苦勞する必要がなく、授業の質向上

例: 中川基礎演習受講生の60%がOC体験授業参加者またはfb動画チェック済の者